

第3次袋井市総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の名称

第3次袋井市総合計画策定支援業務

2 業務の目的

平成28～令和7年度（10年間）を計画期間とする「第2次袋井市総合計画」が期間満了となることから、令和8～17年度（10年間）を計画期間とする「第3次袋井市総合計画」の策定に向け、経験と専門知識を有する事業者の中から、策定支援業務の受託者を選定するものである。

3 業務の内容

別添「第3次袋井市総合計画策定支援業務仕様書」のとおり

4 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

債務負担行為に基づく複数年（令和6年度・7年度）契約とする。

5 委託金額の上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の上限額は次のとおりとする。

令和6年度：12,000,000円

令和7年度：13,000,000円

6 選定方法

事業者については、競争性を確保するとともに、企画提案能力及び事業遂行能力等についても選定の判断材料とするため、本業務に関する提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により選定する。

7 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしていることを必要とする。
なお、委託契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書提出期間において、袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成17年告示第206号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申込書提出期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 参加申込書提出期間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75条）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 袋井市暴力団排除条例（平成23年条例第30号）に定める暴力団及び暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 仕様書に示す業務の実施に必要な知識と能力を有すること。

8 公募スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは下表のとおりです。

No.	内容	日程	備考
1	公募開始（公告・市ホームページへの掲載）	令和6年4月5日（金）	市ホームページ掲載
2	参加表明書提出期限	令和6年4月15日（月）	郵送又は持参
3	質問票提出期限		電子メールにて提出
4	参加資格有無の確認・連絡	令和6年4月17日（水）	電子メールにて通知
5	質問への回答	令和6年4月19日（金）	電子メールにて通知
6	企画提案書等の提出期限	令和6年4月26日（金）	郵送又は持参

7	審査（プレゼンテーション）	令和6年5月10日（金）	袋井市役所にて実施
8	選定結果通知（予定）	令和6年5月14日（火）	電子メールにて通知
9	契約締結（予定）	令和6年5月16日（木）	

9 参加意思の確認

本プロポーザルに参加を希望する方は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）※要代表者印押印
- イ 会社概要（様式任意）※既存のパンフレットや案内書でも可
- ウ 定款
- エ 登記事項証明書（現在事項証明書）
- オ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書

※法人税・消費税及び地方消費税に未納がない証明書（税務署発行その3の3納税証明書）、法人市民税・固定資産税の納税証明書（市区税事務所発行）

※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出。

(2) 提出期限 令和6年4月15日（月）午後5時15分必着

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 郵送又は持参

ア 郵送の場合 書留とすること。提出期限までに到着したものを有効とする。

イ 持参の場合 受付時間は、土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで

(6) その他 参加資格の有無については、後日電子メールにて連絡する。

期限までに参加表明書等の提出がない場合は、不参加とみなす。

10 質問及び回答

企画提案等に関する質問及び回答は、次により行うものとする。

(1) 提出書類 質問票（様式2）※押印不要

(2) 提出期限 令和6年4月15日（月）午後5時15分必着

(3) 提出方法 下記15に記した「問合せ・提出先」の電子メールアドレスまで電子メ

ールにて提出する。

電子メール送信後、確認のため電話で受信確認を行うこと。

電話及び直接来庁による質問には応じない。

- (4) 回答方法 参加表明した全ての事業者に対し、令和6年4月19日（金）までに、電子メールで回答する。なお、審査内容に関する質問には回答しない。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式3）※要代表者または支店長印押印

イ 企画書（様式及び枚数任意。ただし、A4版又はA3版で作成すること。）

ウ 見積書（積算内訳を含む。）※要代表者印押印

見積書に記載する金額は、年度ごとに記載し、2年度間の総額も併せて記載すること（消費税及び地方消費税を含む。）。

令和6、7年度の各年度別に積算書を作成し添付すること。積算書は様式不問。

エ 実施体制（様式不問）※本業務の責任者、担当者等の実施体制がわかる書類

オ 業務工程表（様式不問）※本業務の業務実施スケジュールがわかる書類

- (2) 提出期限 令和6年4月26日（金）午後5時15分必着

- (3) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

- (4) 提出方法 郵送又は持参

ア 郵送の場合 書留とすること。提出期限までに到着したものを有効とする。

イ 持参の場合 受付時間は、土日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (5) 提出場所 下記15に記した「問合せ・提出先」まで

- (6) 留意事項 審査は匿名で行うため、提出書類の副本については、応募者が特定できるような内容（名称、記号、商標、押印、ロゴマーク等）の記入は行わないこと。正本を複写して副本として利用する場合、副本については、応募者が特定できるような内容は黒塗り等で隠すこと。なお、提出された副本について、応募者が特定できるような内容がある場合は、事務局にて該当部分を黒塗りする場合がある。

12 委託事業者の選定

委託事業者の選定は、次のとおり行うものとする。

(1) 選定会の設置

企画書に係る提案内容の審査、事業者の選定は、袋井市が定める選定会（委員6人）が行う。

(2) 企画提案のプレゼンテーション

事業者の選定にあたり、プレゼンテーションを次のとおり開催し、事業者からヒアリングを行う。

ア 実施日 令和6年5月10日（金）

イ 場所 袋井市役所

※時間・場所等の詳細は、参加事業者の決定後に別途電子メールにて通知する。

ウ 持ち時間 1事業者あたり50分程度

（プレゼンテーション20分、質疑応答30分）

エ 出席者 事業者となった場合に当該事業に携わる責任者及び担当者を含み、3人以内とする。

オ 実施方法

プレゼンテーションは、提出した企画書に基づき行うものとし、紙面のほかパソコン等の使用も可能とするが、パソコンやデータ等は説明者側で用意するものとする。（投影用のモニター等は市で用意する。）

(3) 選定方法

ア 各事業者の企画提案に基づき、選定会が公平に審査し、最優秀企画提案者（業務委託契約締結予定事業者）を選定する。

イ 各選定委員持ち点（100点）を合算した値（600点満点）の6割（360点以上）を最低基準点とし、最低基準点に満たない事業者は選外とする。

ウ 最高得点者が複数の場合は、見積価格を基準とし、委員の協議によって契約候補者を決定する。

【評価基準および選定委員 1 人あたりの評価点数】

審査項目	評価項目	配点
企画提案書	① 全体構成の分かりやすさ 企画提案書全体が分かりやすく整理され、理解しやすい提案となっているか。	5点
	② 全体の一貫性 企画提案書の内容に一貫性があるか。	5点
	③ 本業務への考え方 本業務の目的を十分理解し、目的に対する考え方の整合がとれているか。	10点
	④ 現状把握、基礎調査業務 社会動向や潮流を的確に捉え、分析結果を計画へ反映する方法が具体的に示されているか。	10点
	⑤ 提案の独自性、アイデア、本市への有益性 本市にとって有益な独自提案やアイデアが示されているか。	10点
	⑥ 各会議の運営支援の方策 会議の運営支援にあたり、具体的な運営方法（審議会における論点整理、委員の意見集約方法）等が提案されているか。	10点
	⑦ 市民への情報提供方法 市民への情報提供方法が具体的に提案されているか。	5点
プレゼンテーション能力	⑧ 担当者説明能力・技術、熱意等	10点
実施体制、スケジュール	⑨ 業務の実施体制、全体工程等	15点
業務経歴	⑩ 過去の実績内容等	10点
見積書	⑪ 見積額及び積算内訳の妥当性	10点
合計		100点

(4) 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 本実施要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ プレゼンテーションに遅刻及び欠席したとき。
- カ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- キ その他不適切な事項があると判断される時。

(5) 結果通知

選定結果は、参加した全ての事業者へ通知する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けないものとする。

13 契約の締結

(1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとする。

ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

(2) 最優秀企画提案者と協議が整わず、契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うものとする。

(3) 最低基準点に満たなかった場合は、本プロポーザルに基づく契約は行わない。

14 その他の注意事項

(1) 参加事業者は、企画提案書等の提出をもって、本プロポーザル実施要領の記載内容に同意したものとする。

(2) 本プロポーザルへの参加に対し必要な費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) 提出後の書類等について、資料の追加や差し替えは不可とし、採用・不採用にかかわらず返却はしない。

(4) 提出された書類等は、本プロポーザルの審査以外には無断で使用しない。ただし、目的の範囲内において複製することがある。

- (5) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、袋井市が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、袋井市情報公開条例（平成17年条例第15号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 契約締結までは契約は確定していないことに十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

15 問合せ・提出先

本件に関する書類の提出先及び質問先は、次のとおりとする。

- (1) 担 当 袋井市 企画部 企画政策課 企画調整係（担当：立石）
- (2) 住 所 〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1
- (3) 電 話 0538-44-3105（直通）
- (4) E-mail kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp